

平成22年4月15日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 中本秀樹  
平成21年(行コ)第5号 損害賠償命令等請求控訴事件(原審・松山地方裁判所  
平成18年(行ウ)第13号)

口頭弁論終結の日 平成22年1月18日

## 判 決

当事者 別紙当事者目録記載のとおり

## 主 文

- 1 原判決中、被控訴人愛媛県知事加戸守行に関する部分を次のとおり変更する。
  - (1) 控訴人らの被控訴人愛媛県知事加戸守行に対する賠償命令の請求に係る訴えをいずれも却下する。
  - (2) 被控訴人愛媛県知事加戸守行は、是澤和洋、二宮義晴及び永田哲に対し、それぞれ17万3000円及びこれに対する平成15年3月31日から支払済みまで年5分の割合による金員を請求せよ。
  - (3) 控訴人らの被控訴人愛媛県知事加戸守行に対するその余の請求をいずれも棄却する。
- 2 控訴人らの被控訴人愛媛県警察本部長牛嶋正人に関する控訴をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、控訴人らと被控訴人愛媛県知事加戸守行との関係では、第1、2審とも被控訴人愛媛県知事加戸守行の負担とし、控訴人らと被控訴人愛媛県警察本部長牛嶋正人との関係では、控訴費用を控訴人らの負担とする。

## 事 実 及 び 理 由

### 第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。

- 2 被控訴人愛媛県知事加戸守行は、是澤和洋、二宮義晴及び永田哲に対し、それぞれ17万3000円及びこれに対する平成14年4月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を請求せよ。
- 3 被控訴人愛媛県知事加戸守行は、二宮義晴及び永田哲に対し、それぞれ17万3000円及びこれに対する平成14年4月1日から支払済みまで年5分の割合による金員の賠償の命令をせよ。
- 4 被控訴人愛媛県警察本部長牛嶋正人は、是澤和洋、二宮義晴及び永田哲に対し、それぞれ17万3000円及びこれに対する平成14年4月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を請求せよ。
- 5 被控訴人愛媛県警察本部長牛嶋正人は、二宮義晴及び永田哲に対し、それぞれ17万3000円及びこれに対する平成14年4月1日から支払済みまで年5分の割合による金員の賠償の命令をせよ。

## 第2 事案の概要等

### 1 事案の骨子

本件は、愛媛県の住民である控訴人らが、平成14年3月1日から平成15年3月31日までの間に愛媛県警察本部刑事部捜査第一課において捜査協力者に対して支払われたとされる捜査報償費合計17万3000円について、実際には捜査協力者には支払われておらず、当時、捜査第一課の捜査員であった是澤和洋（以下「是澤」という。）、捜査第一課長であった二宮義晴（以下「二宮」という。）及び捜査第一課次長であった永田哲（以下「永田」という。）が横領したものであり、愛媛県の執行機関である被控訴人愛媛県知事加戸守行（以下「被控訴人知事」という。）は同人らに対する損害賠償請求権の行使を怠っていると主張して、地方自治法242条の2第1項4号本文に基づき、被控訴人知事に対し、是澤、二宮及び永田に、不法行為に基づく損害賠償として、それぞれ17万3000円及びこれに対する不法行為後の日である平成14年4月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支

払を請求するよう求めるとともに、二宮及び永田についてはこれと選択的に、二宮は捜査報償費の前渡を受けた職員又は捜査報償費の支出若しくは支払をする権限を有する職員であり、永田は上記権限を有する職員の事務を直接補助する職員であるところ、同人らは、故意又は重過失（現金については故意又は過失）により、前記捜査報償費を亡失し、又は違法に支出を行ったものであり、被控訴人知事は同人らに対する賠償命令の発令を怠っていると主張して、地方自治法242条の2第1項4号ただし書に基づき、被控訴人知事に対し、二宮及び永田に、同法243条の2第3項に基づく賠償命令として、それぞれ17万3000円及びこれに対する平成14年4月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を命じるよう求め、さらに、被控訴人愛媛県警察本部長牛嶋正人（以下「被控訴人県警本部長」という。）に対しても、上記被控訴人知事に対する訴えとの同時審判の申立てをしたうえで、上記訴えと同様の訴えを行っている住民訴訟である。

## 2 法令等の定め、前提事実、争点及び争点に対する当事者の主張

法令等の定め、前提事実、争点及び争点に対する当事者の主張は、原判決第2の1ないし4（原判決2頁18行目から12頁11行目まで）記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、引用部分中の「県警本部長」をすべて「被控訴人県警本部長」に改め、原判決3頁12行目から19行目までを削り、6頁4行目の「1月27日」を「3月31日」に改める。

## 第3 当裁判所の判断

### 1 認定事実

上記補正のうへ引用した原判決の法令等の定め及び前提事実、並びに、証拠（甲1の1ないし21，甲2，29，乙1の1，2，乙2，3，8ないし10，12の3ないし7，証人是澤，証人二宮，証人永田）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

#### (1) 捜査報償費の概要

ア 県警本部会計課が平成16年4月1日に作成した「報償費（捜査費）経理の手引き」によれば、捜査報償費とは、経費の性質上、特に、緊急を要し、正規の支出手続を経ては、事務の支障を来し、又は、秘密を要するため、通常の出支手続を経ることができない場合に使用できる経費であり、その用途は、犯罪の捜査等に従事する職員の活動のための諸経費及び捜査等に関する情報提供者、捜査協力者等に対する諸経費であり、その具体的な用途は、原判決添付の別紙「捜査経理費の具体的な用途等」記載のとおりである。

県警本部は、平成13、14年度ころの捜査報償費の執行に当たっては、警察庁長官官房会計課が作成した「捜査費経理の手引き」に準じていたが、当時の捜査報償費の経理、執行等の取扱いについては、概ね、平成16年に作成された上記「報償費（捜査費）経理の手引き」の記載と同様の流れによって行われていた。

イ 「報償費（捜査費）経理の手引き」には、捜査報償費の取扱責任者及び取扱者等に関して、要旨以下の記載がある。

(ア) 取扱責任者 被控訴人県警本部長

a 取扱責任者の事務

(a) 所要額を決定し、これを会計機関に請求すること

(b) 会計機関から現金を受領すること

(c) 各取扱者に交付する額を決定し、交付すること

(d) 必要により債主に現金を支払うこと

(e) 必要により現金を保管すること

(f) 現金の出納を明らかにした簿冊（以下「現金出納簿」という。）を備え、これに記載し、支払明細書等を作成し、証拠書類を整備して保管すること

(g) 各取扱者を総括し、必要な監督をすること

b 補助者とその事務の範囲

取扱責任者の事務は、取扱責任者の責任の下に、県警本部会計課長に補助させることができる。その場合、補助者が補助する事務は、次に掲げる事務とする。

- (a) 会計機関から現金を受領すること
- (b) 各取扱者に現金を交付すること
- (c) 現金を保管すること
- (d) 現金出納簿に記載し、支払明細書等を作成し、証拠書類を整備して保管すること

(イ) 取扱者 捜査費を執行する本部の担当課長及び隊長（所属長）等

a 取扱者の事務

- (a) 取扱責任者に請求する金額を決定し、これを請求すること
- (b) 取扱責任者から現金を受領すること
- (c) 各捜査員等に交付する額を決定し、交付すること
- (d) 現金を保管すること
- (e) 必要により債主に現金を支払うこと
- (f) 現金出納簿を備え、これに記載し、証拠書類を整備して保管すること

b 補助者とその事務の範囲

取扱者の行う事務は、取扱者の責任の下に、本部にあっては担当課次長等に補助させることができる。その場合、補助者が補助する事務は、次に掲げる事務とする。

- (a) 取扱責任者から現金を受領すること
- (b) 現金を保管すること
- (c) 各捜査員に現金を交付すること及び取扱者に連絡が取れず緊急を要する場合の交付額の決定

(d) 現金出納簿に記載し、証拠書類を整備して保管すること

ウ 県警本部における資金前渡の方法による捜査報償費の経理の流れは、以下のとおりである。

(ア) 取扱者である本部の担当課長は、取扱責任者である被控訴人県警本部長に対し、毎月の捜査報償費の必要額を口頭で要求する。

(イ) 取扱責任者は、支出命令者（知事。ただし、被控訴人県警本部長は補助執行者であり、県警本部会計課長の専決事項となっている。）に対し、支出伺により支払を請求する。

(ウ) 支出命令者は、出納長に対し、支出決議書で支出を命じる。

(エ) 出納長は、支出命令の内容を審査した後、資金前渡担任者（県警本部会計課長）に対して捜査報償費を支払う。

(オ) 資金前渡担任者は、取扱者に対し、現金を交付する。取扱者は、資金前渡担任者に対し、領収書を提出する。

(カ) 資金前渡担任者は、毎月、証拠書類を添えた前渡資金出納計算書を支出命令者に提出して交付を受けた資金の精算を行う。支出命令者は、検査をした後、審査のため精算関係書類を出納長に送付し、出納長は精算の審査を実施する。

エ 県警本部における捜査報償費の執行の流れは、以下のとおりである。

捜査報償費は、一般捜査費と捜査諸雑費に区別されている。

(ア) 一般捜査費

一般捜査費は、捜査員が必要な都度口頭で取扱者に上申し、取扱者において、個別の事案ごとに執行の必要性の有無や必要額を決定し、補助者が作成する支出伺に決裁のうえ、捜査員又はその上司に現金を交付する。

一般捜査費の執行後、捜査員は、支払精算書を作成し、捜査協力者等から受領した領収書を添えて、取扱者に提出して精算を行う。

(イ) 捜査諸雑費

捜査諸雑費は、捜査員が日常の捜査活動において使用する1件3000円程度までの少額で多頻度に渡る経費で、捜査諸雑費の執行が予想される捜査員に対して、あらかじめ交付しておき、捜査活動中において、捜査員の判断により適宜執行させ、後日精算させるものである。

取扱者は、毎月初めに、あらかじめ使途を特定せず、捜査諸雑費の交付額を決定し、補助者が作成する支出伺に決裁のうえ、捜査責任者である中間交付者（警察本部課長補佐、班長等）を経由し、捜査員に現金を交付する。

捜査員は、捜査諸雑費を執行するごとに、支払伝票を作成し、支払先からの領収書を添えて中間交付者に報告し、中間報告者は、捜査員からの返納額や支払伝票等を取りまとめて、取扱者に対し精算報告する。

(ウ) 平成13、14年度当時、県警本部では、捜査協力者に対して捜査報償費を支払う場合には、本人名義による領収書を受領することを原則としていたが、捜査協力者が警察に協力したことにより自己に危険が及ぶことを恐れるなどの事情から、本人以外の名義による（以下「仮名処理」という。）領収書による精算も許容していた。また、捜査員が捜査協力者から領収書を徴取できなかった場合には、支払を受けた者の住所及び氏名、支払額、支払った日時及び場所、支払った理由及び状況、領収書を徴取できなかった理由及び状況等を記載した支払報告書を添付して精算を行う方法も認められていた。（以下、領収書と支払報告書を合わせて「支出証拠書類」ということがある。）

(2) 捜査第一課における平成13、14年度ころの捜査報償費の執行の流れ等は、以下のとおりである。

ア 平成13、14年度ころ、二宮は捜査第一課長であり、永田は捜査第一課次長であった。

二宮は、捜査報償費の取扱者として、毎月、捜査の進展状況などを勘案して翌月の捜査報償費の必要額を決定し、その額を被控訴人県警本部長に要求していた。二宮は、取扱者の補助者である永田に現金の受領及びその保管事務を任せていたため、永田が、二宮名義の領収書と引換えに県警本部会計課長から被控訴人県警本部長が決定した額の現金を受領し、その受領額を二宮に確認してもらい、そのうえで現金を保管していた。

イ 二宮及び永田は、一般捜査費については、捜査検討会等において、捜査第一課の捜査員から口頭報告でその執行の必要性について上申を受け、二宮は、個別の事案ごとに一般捜査費の執行の必要性の有無や必要額を決定し、永田が作成する支出伺に決裁をした。永田は、二宮の決裁後、必要額を捜査員又はその上司へ現金で交付した。一般捜査費の額は1件1万円であることが多かった。

捜査員は、一般捜査費の執行後、支払精算書を作成し、支出証拠書類を添えて提出し、永田が決裁した後、二宮が決裁をして、精算を行った。

ウ 捜査諸雑費については、二宮が、永田や班長等と検討したうえで、月初めに捜査諸雑費の交付額を決定し、永田が作成する支出伺に決裁をした。二宮の決裁後、永田は、班長に一定額の現金を交付し、班長が各捜査員に対し、現金を交付した。

捜査員は、捜査諸雑費を執行するごとに、支払伝票を作成し、支出証拠書類を添えて班長に報告した。班長は、捜査員からの返納額や支払伝票等を取りまとめて、精算報告をし、永田が決裁した後、二宮が決裁をして、精算をした。捜査諸雑費の額は1件3000円程度だった。

エ 平成13、14年度当時、前記のとおり、県警本部では、捜査報償費の執行について、仮名処理された領収書による精算も許容していたところ、二宮、永田及び是澤は、その理由について、捜査協力者の保護のためであると理解していた。二宮及び永田は、捜査員に対し、仮名処理をした場合、



会計監査等において捜査員に説明が求められることがあるので、個々の捜査報償費の執行状況がわかるようにしておくよう指導していた。二宮及び永田は、捜査員から提出された支払精算書に添付された支出証拠書類が仮名処理されていることを認識しながらこれを受領し、捜査報償費の精算の決裁をした。

- (3) 是澤は、平成13、14年度当時、捜査第一課特捜係の係長として勤務していたが、二宮や永田から、捜査報償費の執行について会計監査等において直接捜査員に説明が求められることがある旨指導されていた。

是澤は、平成14年3月1日ころから平成15年1月27日ころまでの間、捜査の過程において、捜査協力者に対して捜査報償費を支払うために本件各文書のデータを作成した。

是澤は、平成15年夏ころ、ファイル共有ソフト「ウィニー」を自宅の個人所有のパソコンに導入した。そして、平成16年8月上旬ころ、本件流出文書のデータを含む捜査情報を自宅に持ち帰り、「ウィニー」を導入していた自宅の個人所有のパソコンに保存した。是澤のパソコンは、平成17年6月ころまでに、「ウィニー」を通じて暴露ウィルスに感染し、同年7月ころ、その作用により、本件各文書のデータを含む捜査情報がインターネット上に流出した。

#### (4) 監査委員会の監査

ア 監査委員会は、控訴人らからの監査請求を受けた後、21名の文書記載協力者に対し、文書あるいは聴取りによる調査を行った。21名の文書記載協力者のうち、調査に回答をした者は13名であった。その調査の結果は、下記のとおりである。

(ア) 本件各文書に記載された住所、氏名、年齢（又は生年月日）及び職業について、13名のうち、9名が「正しい」と回答し、4名が住所、職業、年齢、生年月日のいずれか又は複数について「正しくない」と回答

した。

(イ) 警察からの謝礼の授受について、13名のうち、4名が「受け取った」と回答し、4名が「受け取っていない」と回答し、2名が「警察と会っていない」と回答し、2名が「何ももらっていない（警察職員かどうか分からない）」と回答し、1名は回答しなかった。「受け取った」と回答した4名が受け取った謝礼は、いずれも菓子箱又は飲食の提供であり、現金による謝礼を受け取ったと回答した者はいなかった。

イ 監査委員会は、平成14年3月1日から平成15年3月31日までの県警本部に保管されている支出証拠書類原本等を調査した。その調査の結果は、下記のとおりである。

(ア) 21名の文書記載協力者のうち、13名に対して、1万円から2万円の現金13件（合計17万円）及び3000円分のギフト券1件が支出されている旨の記載がある支出証拠書類があったが、8名についてはなかった。

(イ) 上記支出記載に係る事案はいずれも是澤が担当したものであるが、本件支出証拠書類には本件各文書や同種の報告文書は添付されていなかった。

(ウ) 本件各文書に記載された住所と支出証拠書類に記載された住所が一致したものは1件であり、その他13件は住所が一致していなかった。

(エ) 平成14年3月から平成15年3月までの捜査第一課における捜査報償費の月別支出について、現金出納簿と支出証拠書類に記載された金額は一致した。

ウ 是澤の旅行命令簿によれば、本件支出証拠書類に記載された支出日には、是澤に対し捜査用務に係る旅行命令がなされていた。

エ 捜査報告書原本の体裁は、本件各文書と類似のものであったが、捜査報告書原本は罫線のある用紙の上に印字され、作成者の自署・押印があり、

宛先は所轄所長宛てとなっており、謝礼交付に関連する記載はなかった。

是澤が備忘録として当時のことを記載していた実務日誌には、文書記載協力者や支出証拠書類に記載された捜査協力者等とは異なる氏名が記載されていることがうかがわれた。

オ 監査委員会は、協力者等の実名を明らかにするよう県警本部に対して強く申し入れたが、県警本部は、実協力者等に直接の調査をしないという条件が守られない限り、今後の捜査活動へ支障が生じることなどを理由に全面的な開示はできないと拒否した。

(5) 警察庁長官官房長は、平成16年3月11日、各都道府県警察の長らに対し、捜査費執行の適正化をより一層推進するため、平成16年度から捜査協力者から領収書を徴取する場合には、本人名義による領収書に限りこれを徴取し、本人以外の名義による領収書については、これを徴取しないこととするよう、捜査員その他の関係者に対し周知徹底を図ること、本人名義による領収書を徴取することができない場合には、捜査に支障を及ぼすことのないよう配慮しつつも、別途、捜査費の支払事実を証明するための書類を作成するほか、会計検査院による検査に際し、捜査幹部が捜査費の支払事実に関し十分な説明を行うことなどにより、捜査費の支払事実を証明するよう努めるよう文書で指示した。

2 争点1（被控訴人県警本部長が「執行機関又は職員」（地方自治法242条の2第1項4号）に当たるか。）について

(1) 原判決の引用

当裁判所も、被控訴人県警本部長は「執行機関又は職員」に当たらないと解するが、その理由は、次の(2)のとおり原判決を補正するほかは、原判決第3の1(1)ないし(4)（原判決12頁15行目から13頁11行目まで）記載のとおりであるから、これを引用する。

(2) 原判決の補正

ア 原判決12頁16, 17行目の「行政庁を指す。」を「行政庁及びその補助機関をいうものと解される。」に改める。

イ 同21行目の「また、そうした権限」から23行目末尾までを「また、そうした権限の委任があったときは、その権限は、その委任の範囲内において受任者に委譲され、受任者は、自己の名と責任においてその権限を行使するものであるから、委任があった場合には、損害賠償等の請求及び賠償命令の権限を行使し得るのは受任者であって、委任者はこれらの権限を行使し得ないことになる」と改める。

ウ 同末行の「あるいは専決」を削る。

3 争点3（二宮が「資金前渡を受けた職員」又は「支出又は支払をする権限を有する職員」（地方自治法243条の2第1項）に当たるか、永田が「その権限に属する事務を直接補助する職員」（同条同項）に当たるか。）について

(1) 控訴人らは、被控訴人知事を被告として、是澤、二宮及び永田に対し賠償請求をすることを求めるとともに、選択的に、二宮及び永田に対し賠償命令をすることを求めているところ、地方自治法242条の2第1項4号ただし書によれば、当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方が同法243条の2第3項の規定による賠償命令の対象となる者である場合には、賠償命令をすることを求めるものとされているから、先ずは、是澤、二宮及び永田が賠償命令の対象となる者であるか否かが検討されなければならない。

(2) 控訴人らは、二宮が「支出又は支払をする権限を有する職員」に当たり、永田が「その権限に属する事務を直接補助する職員」に当たる旨主張するところ、平成13, 14年度当時、二宮は捜査報償費の取扱者、永田は取扱者の補助者であったが、このような取扱いは、県警本部において、警察庁長官官房会計課が作成した「捜査費経理の手引き」に準じて事実上行われていたものであることは前記認定のとおりであり、普通地方公共団体の規則その他の法令により定められたものではない。一方、同法243条の2第1項後段

の「権限」とは、普通地方公共団体の規則その他の法令に基づく権限をいうものと解すべきであるから、二宮が「支出又は支払をする権限を有する職員」に当たると認めることはできず、また、永田についても「その権限に属する事務を直接補助する職員」に当たると認めることができないことも明らかである。

したがって、この点についての控訴人らの主張は採用できない。

- (3) 次に、二宮が「資金前渡を受けた職員」（以下「資金前渡職員」という。）に当たるか否かを検討する。

平成13年、14年度ころの県警本部における資金前渡の方法による捜査報償費の経理に関する取扱いについては、出納長が支出命令に基づいて資金前渡担任者である県警本部会計課長に捜査報告費として現金を支払い、資金前渡担任者は取扱者である担当課長等に現金を交付し、取扱者である担当課長等は各捜査員等に交付する額を決定したうえで、これを交付していること、しかしながら、捜査報償費の経理等に関するこのような取扱いは、警察庁長官官房会計課作成の上記「捜査費経理の手引き」に準じて事実上行われていたものであって、普通地方公共団体の規則その他の法令によって定められたものではないことは前記認定のとおりである。したがって、取扱者である担当課長等は、捜査報償費として支出された現金を受領し、捜査員等に対する交付額を決定したうえで、これを交付することについて、普通地方公共団体の規則その他の法令に基づく権限を有していないのであり、取扱者によるこれらの行為は、資金前渡担任者の責任の下に、その事務を補助するにすぎないものと認められるから、取扱者は資金前渡職員には該当しないと解するのが相当である。

- (4) 以上によれば、二宮及び永田は、いずれも賠償命令の対象となる者に当たらないから、控訴人らの被控訴人知事に対する両名についての賠償命令を求める訴えは、地方自治法が定める訴訟類型に適合しない不適法なものという

べきである。

- (5) なお、捜査報償費は一般捜査費と捜査諸雑費に区別されており、一般捜査費については、取扱者が個別事案ごとに執行の必要性の有無や必要額を決定したうえで、捜査員等に交付しているのに対し、捜査諸雑費については、取扱者があらかじめ用途を特定せずに、捜査活動中の捜査員の判断により適宜執行させていたものであることは前記認定のとおりであるが、このような取扱いも、上記(3)における判示と同様に、警察庁長官官房会計課作成の上記「捜査費経理の手引き」に準じて事実上行われていたものであって、普通地方公共団体の規則その他の法令によって定められたものではないから、捜査員である是澤が資金前渡職員に当たらないことは明らかである。

4 争点2（是澤，二宮及び永田は，共謀して，本件支出記載に係る捜査報償費を横領したか。）について

(1) 是澤について

前記認定によれば、本件支出証拠書類には、本件各文書に捜査協力者として記載されていた21名の文書記載協力者のうち13名に対し、1万円から2万円の現金13件（合計17万円）及び3000円分のギフト券1件が支出されている旨の記載があったが、21名の文書記載協力者のうち、監査委員会の調査に回答した13名については、現金及びギフト券による謝礼は交付されていなかったものであるところ、被控訴人らは、文書記載協力者のうち、本件支出証拠書類に記載された13名と監査委員会の調査に回答した13名のそれぞれの氏名を明らかにしていないから、その対応関係は不明であるが、仮に監査委員会の調査に回答しなかった8名が現金又はギフト券を受け取っていたとしても、上記回答者らの回答を信用する限り、少なくとも5名に関しては、本件支出証拠書類に記載された協力者の氏名が虚偽であることは明らかである。

この点に関し、是澤は、本件支出証拠書類は、いずれも仮名処理したもの

で、上記13名に対する支出について、いずれも実名の者はいない旨供述し、被控訴人らは、捜査協力者の安全などの観点から当時は支出証拠書類に仮名処理することが許されていた旨主張するが、前記認定によれば、本件支出証拠書類にはいずれも実在する人物の氏名が記載されているうえ、監査委員会の調査に回答した者のうち4名は謝礼を受け取ったと回答していることから、この4名は実在の捜査協力者であったと認められるところ、そうすると、捜査協力者として実在する者の氏名を他の捜査協力者の仮名処理における仮名として使用したということになり、捜査協力者の安全などの観点から仮名処理する必要性があったとの説明とは明らかに矛盾しており、是澤の上記供述は到底信用することができない。したがって、仮に一般論としては捜査協力者の安全などの観点から支出証拠書類に仮名処理する必要がある場合を容認し得るとしても、捜査協力者の安全などの観点から仮名処理した旨の上記被控訴人らの主張は、本件における上記13名については、不合理な主張であって、具体的事実に基づかない弁解的な主張というほかない。

そして、監査委員会は、是澤が備忘録として当時のことを記載していた実務日誌には文書記載協力者や支出証拠書類に記載された捜査協力者等とは異なる氏名が記載されていることがうかがわれたところから、県警本部に対して協力者等の実名を明らかにするよう求めたが、県警本部は、今後の捜査活動へ支障が生じることを理由に協力者等の実名を明らかにできないとして、監査委員会の調査に対する協力を拒絶したことは前記認定のとおりであるうえ、本件訴訟においても、捜査協力者からの以後の協力が得られなくなるなどの理由を挙げて、本件支出記載に係る捜査報償費の支出等に関しては認否できないと主張している。しかし、警察庁長官官房長が、平成16年3月11日、各都道府県警察の長らに対し、「会計検査院による検査に際し、捜査幹部が捜査費の支払事実に関し十分な説明を行うことなどにより、捜査費の支払事実を証明するよう努める」旨文書で指示していることは前記認定

のとおりであることを勘案するならば、こうした県警本部の対応や被控訴人らの応訴態度は容認し得るものではなく、本件支出記載に係る捜査報償費が適正に支出されたとするには強い疑いを抱かざるを得ない。

以上を総合勘案すれば、本件支出証拠書類に記載された捜査報償費の支出に関する事実はいずれも虚偽であると認めるほかなく、前記認定によれば、平成14年3月から平成15年3月までの捜査第一課における捜査報償費の月別支出について、現金出納簿と支出証拠書類に記載された金額は一致しているのであるから、捜査報償費として17万3000円が捜査第一課から支出されたことが認められるにもかかわらず、捜査報償費が適正に支出されたことをうかがわせるような証拠の提出がない本件においては、上記17万3000円は、正当な債権者である各捜査協力者に対して支払われていなかったものと推認するのが相当である。

なお、本件支出証拠書類に記載された支出日には是澤に対し捜査用務に係る旅行命令がなされていたことは前記認定のとおりであるが、支出日と旅行日が一致したというだけでは、支出が適正になされたことを裏付けるものといえることはできない。また、本件各文書に記載された住所と支出証拠書類に記載された住所が一致したものは1件であり、その他13件は住所が一致していなかったことが認められるが、これも支出が適正になされたことを裏付ける事情とはいえない。

したがって、被控訴人知事は、是澤に対し、17万3000円及びこれに対する平成15年3月31日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の損害賠償請求をすべき義務があると解すべきである。

なお、遅延損害金の起算点については、本件支出証拠書類に記載された支出日を不法行為日とすべきところ、各支出日は証拠上明らかでないから、監査委員会による本件支出証拠書類の調査対象期間の最終日である平成15年3月31日が遅延損害金の起算点であると判断する。



(2) 二宮について

二宮は、捜査報償費について、どの事件で、どの捜査員が、どういった捜査をしているかを常に把握しており、捜査員から口頭報告で実名の捜査協力者に対する捜査報償費の執行上申があるが、執行後、支払精算書等が提出された段階で、捜査協力者の名前が変わっていても、これが仮名であり、誰に捜査報償費を支払ったか把握している旨を陳述又は供述している。

しかしながら、上記のとおり、本件支出証拠書類に記載された捜査報償費の支出に関する事実はいずれも虚偽であると認められるところ、上記陳述又は供述によれば、結局、二宮は、口頭報告で実名の捜査協力者を把握しているにすぎず、別名の支払精算書等が提出されても、捜査員が仮名処理したと安易に考え、実際に捜査協力者に対して支払がなされたことについての何ら確認する手段を講じていない。また、二宮は、本件支出に関しては、どの捜査協力者に対し、どのような必要性があって交付したのか、是澤に対し、実協力者に対して支払がなされた事実を実際確認したか否かなど具体的なことは一切供述しない。そうすると、本件にあらわれた一切の事情も総合考慮すると、少なくとも、二宮には、捜査報償費の取扱者として、証拠書類を整備して保管する義務を怠った過失があると認めざるを得ない。

そして、二宮が捜査報償費の取扱者であり、捜査第一課長として、捜査第一課の捜査員を統括する立場にあることも考慮すれば、是澤の違法行為を防止ないし是正することは容易であったと認められるから、被控訴人知事は、二宮に対し、17万3000円及びこれに対する平成15年3月31日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の損害賠償請求をすべき義務があると解すべきである。遅延損害金の起算点については、上記是澤と同様である。

(3) 永田について

永田は、捜査報償費について、捜査員から口頭報告で実名の捜査協力者に

対する捜査報償費の執行上申があるが、執行後、支払精算書等が提出された段階で捜査協力者の名前が変わっている場合、現実の支出の有無を口頭で尋ね、確認していた旨を陳述又は供述している。

しかしながら、上記のとおり、本件支出証拠書類に記載された捜査報償費の支出に関する事実はいずれも虚偽であると認められるところ、上記陳述又は供述によれば、結局、永田も、捜査員の口頭報告のみで捜査協力者への支払を確認しているにすぎず、また、その確認の状況を証拠として保存しているとは認められず、実際に捜査協力者に支払がなされているか否かについて何ら確認する手段を講じているとは認められない。そうすると、本件にあらわれた一切の事情も総合考慮すると、少なくとも、永田には、捜査報償費の取扱者の補助者として証拠書類を整備して保管する義務に違反した過失があると認めざるを得ない。

したがって、被控訴人知事は、永田に対し、17万3000円及びこれに対する平成15年3月31日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の損害賠償請求をすべき義務があると解すべきである。遅延損害金の起算点については、上記是澤と同様である。

#### 第4 結論

以上のとおり、原判決は、控訴人らの請求のうち、被控訴人県警本部長に対する訴えを却下した部分は正当であるが、被控訴人知事に対する訴えをいずれも棄却した部分は相当でないから、被控訴人知事に対する訴えに関する部分を変更し、被控訴人県警本部長に対する訴えに関する控訴は理由がないので棄却することとし、主文のとおり判決する。

高松高等裁判所第2部

裁判長裁判官                      杉                      本                      正                      樹

裁判官 市 原 義 孝

裁判官 佐 々 木 愛 彦

(別紙)

当事者目録

愛媛県伊予郡松前町

控訴人（1審原告）

松山市

控訴人（1審原告）

松山市

控訴人（1審原告）

松山市

控訴人（1審原告）

松山市本町2丁目4-21 西嶋法律事務所

控訴人（1審原告）兼上記4名訴訟代理人弁護士

西 嶋 吉 光

松山市北持田町131-1 愛媛県教育会館内 愛媛法律事務所

同 東 俊 一

松山市一番町1丁目14-10 井手ビル2階 瀬戸内法律事務所

同 薦 田 伸 夫

松山市一番町2丁目6-21 高岡ビル 高田義之法律事務所

同 高 田 義 之

松山市歩行町1丁目2-4 安部ビル2階 今川法律事務所

同 今 川 正 章

松山市一番町1丁目14-4 伊豫ビル3階 水口晃法律事務所

同 水 口 晃

松山市一番町4丁目1-16 むらかみビル3階 野垣法律事務所

同 野 垣 康 之

松山市一番町1丁目15-2 松山一番町ビル5階 山口直樹法律事務所

同	山 口 直 樹
松山市北持田町131-1	愛媛県教育会館内 愛媛法律事務所
同	中 尾 英 二
松山市一番町1丁目10-8	一番町共同ビル5階 村上勝也法律事務所
同	村 上 勝 也
松山市湯渡町7-12	草薙法律事務所
同	草 薙 順 一
松山市北持田町131-1	愛媛県教育会館内 愛媛法律事務所
控訴人（1審原告）兼上記15名訴訟代理人弁護士	
	中 川 創 太
同訴訟復代理人弁護士	岡 林 義 幸
上記西嶋吉光訴訟代理人弁護士	古 田 真 久
上記野垣康之訴訟代理人弁護士	石 光 真 理
上記中川創太及び薦田伸夫訴訟復代理人弁護士	
	丑 野 雅 紀
松山市一番町4丁目4番地2	
被控訴人（1審被告）	愛媛県知事
	加 戸 守 行
松山市南堀端町2番地2	
被控訴人（1審被告）	愛媛県警察本部長
	牛 嶋 正 人
上記兩名訴訟代理人弁護士	村 田 建 一
同	武 田 秀 治
同	田 所 邦 彦
上記兩名指定代理人	鈴 木 雄 二
同	白 田 英 樹



治人樹徹史明仁宏幸均紀

宅正忠真敏雅信弘政

市原花塚松島野留多子原

高木立大重綱熊川三金篠

同同同同同同同同同同

こ れ は 正 本 で あ る 。

平 成 2 2 年 4 月 1 5 日

高 松 高 等 裁 判 所 第 2 部

裁 判 所 書 記 官 中 本 秀 樹

